

オンライン学習に係る通信費のご案内

今般の新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業及び段階的學校再開期において、子どもたちの学びを保障できるように、令和2年度の特例的な追加支給として、オンライン学習に係る通信費を追加支給します。

下記の内容等をご確認いただき、家庭におけるオンライン学習に係る通信費を負担している方（予定も含む）につきましては、別紙「オンライン学習の通信費に係る誓約書（様式12）」を申請関係書類と合せて、ご提出願います。

1 対象者

下記の①、②のいずれかに該当し、家庭におけるオンライン学習に係る通信費を負担する者

- ① 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯
- ② 家計急変による経済的理由から、「保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯である世帯」に相当すると認められる者。

※ 現時点で通信費の負担が生じていなくても、今後負担する見込みがある者についても、支給対象となります。

※ 生活保護世帯については、生活保護費（生業扶助）で実費額が支給対象となるため、給付金の追加支給は対象外となります。

2 給付額

1人当たり 年額 10,000円

※ 7月以降に家計急変が生じ、申請された場合は、基準日によって支給額が変わります。

(単位：千円)

基準日	加算額	基準日	加算額	基準日	加算額
7月1日	10,000	8月1日	8,000	9月1日	7,000
10月1日	6,000	11月1日	5,000	12月1日	4,000
1月1日	3,000	2月1日	2,000	3月1日	1,000

※ 通信費が10,000円に満たない場合でも、定額10,000円の支給となります。

【高等学校等奨学給付金を学校が代理受領している場合】

オンライン学習に係る通信費については、学校において代理受領ができるのは下記の①、②のいずれも該当する場合のみです。該当しない場合は、本人口座の振込となりますので、「オンライン学習の通信費に係る誓約書（様式12）」に、本人口座をご記入願います。

- ① 学校においてルーター等を貸し出している場合
- ② その費用の一部または全部の負担を保護者等に求めている場合